



都城島津邸連携 着物等着付け体験商品化へ向けて

【説明事項（ブリッジスライド）】

- 1 背景、必要性
- 2 着付け体験概要について
- 3 着付け体験連携内容について
- 4 着付け体験必要経費について
- 5 着付け体験協定者応募要件



【説明事項】

1 背景、必要性

(1) コロナ禍からの観覧者数回復の遅れ

- 伝承館修繕による閉館、物価高などが影響し、コロナ禍からの観覧者数回復が遅れている。
- 大規模観光都市では、インバウンド観光によるオーバーツーリズムが発生。地方においては円安もあり、インバウンド誘客のチャンス。
- 物から心（経験・思い出）に旅行動機がシフトしており、インバウンド誘客においては、体験型が必須ともいえる状況

(2) 補助金の活用・継続

- 文化庁「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」の補助金は、その目的から、インバウンド誘客により、地域の歴史・文化・風土を魅力を体感してもらい地域活性化を図ることが狙い。

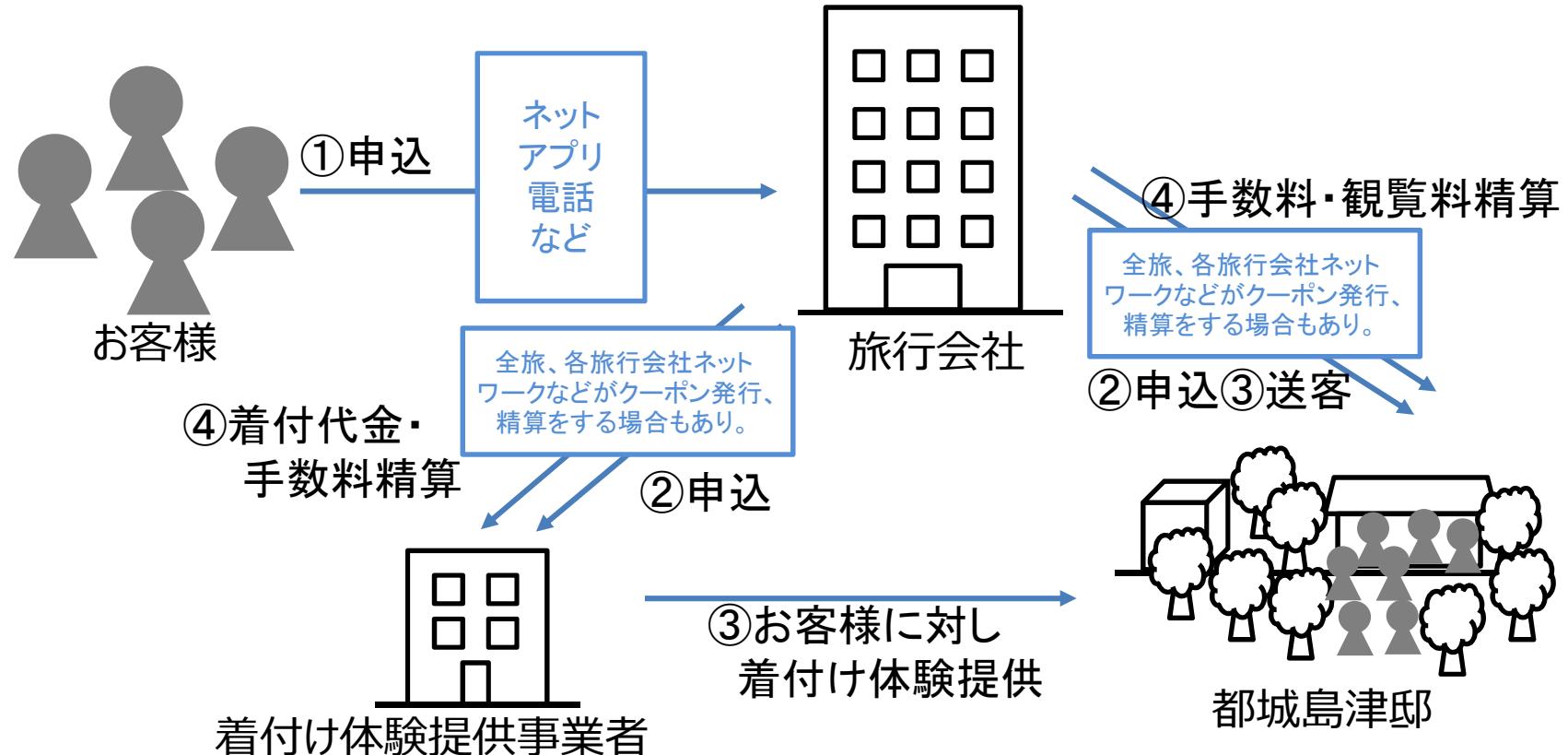
(3) 都城島津邸の魅力向上

- 訪日外国人からの高評価により、より広範囲に本館の魅力を発信できる。
- 本館の史料、建造物、庭園は、日本文化そのものであり、外国人により魅力を感じてもらえるロケーションを所持している。
- 海外からの認知により、国内認知が向上する可能性は高い。

【説明事項】

2 着付け体験概要について

■想定パターン1(旅行会社等を通じての申込み。誘客手数料等が発生)



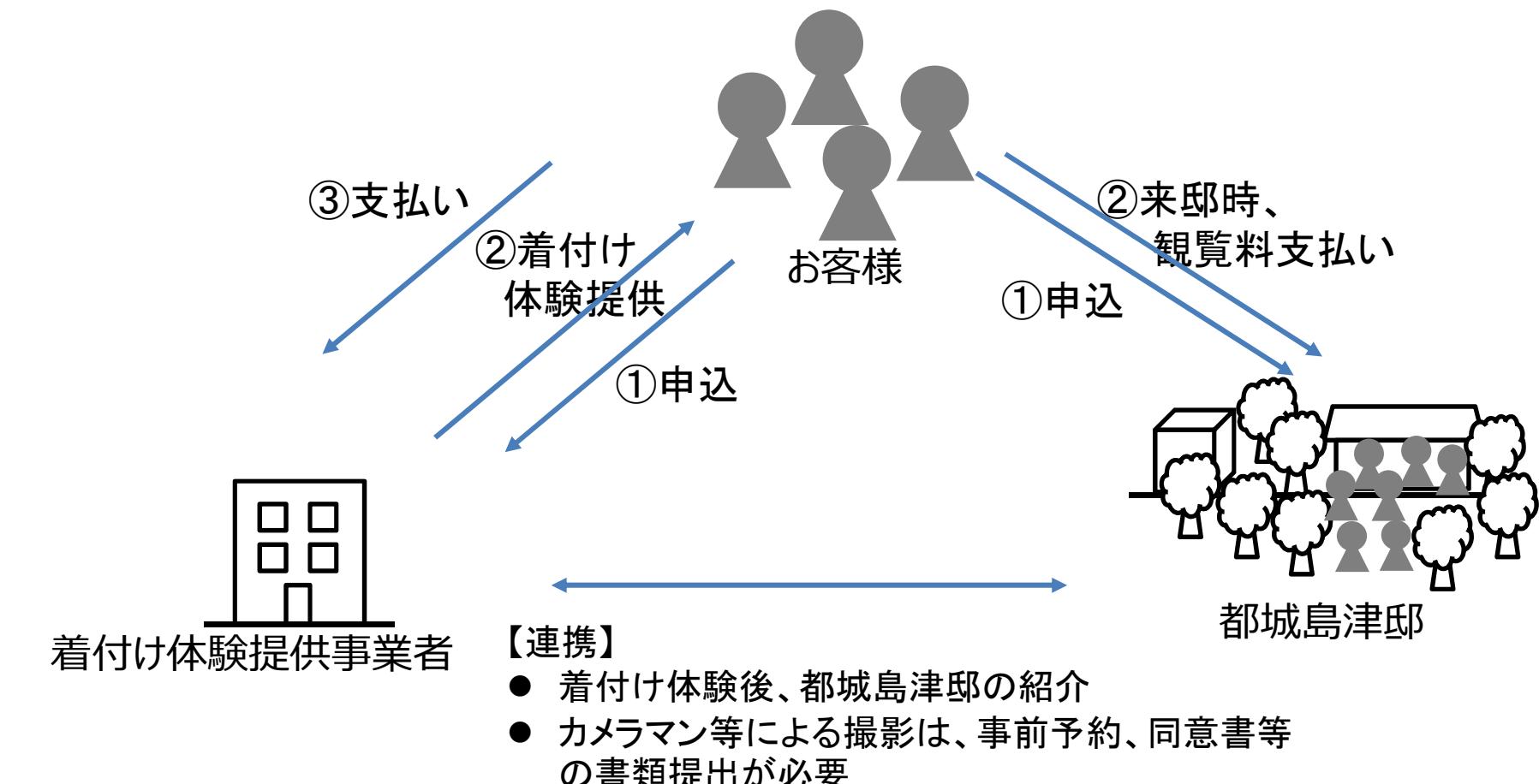
※着付け会場は、店舗、都城島津邸等どこでもOK
※着付け後の都城島津邸への案内・紹介を連携する



【説明事項】

2 着付け体験概要について

■想定パターン2(個人客からの直接申込み。誘客手数料等は発生しない)



【説明事項】

3 着付け体験連携内容について

【都城島津邸と着付け体験事業者の双方共通連携事項】

- 着付け体験に関し、可能な範囲において宣伝、紹介などの**広報活動を実施するものとする。**
- 予約情報等の必要な情報について遅滞なく**情報共有**するものとする。
- 共有した個人情報等の取扱について**情報管理を徹底**するものとする。
- 可能な範囲において**訪日外国人等の受け入れ体制**を整えるものとする。
- 協議の上、**イベント等**において可能な範囲において**連携**するものとする。
- 都城島津邸の収蔵史料や建造物への損傷防止のため、着付け体験者に對し、都城島津邸内の**禁止事項等**について**事前案内**を実施するものとする。

【説明事項】

3 着付け体験連携内容について

【都城島津邸が実施する連携事項】

- 都城島津邸において、**旅行会社等への営業活動をするものとする。**
- 予約情報、イベント情報、その他必要な情報を**情報共有**するものとする。
- 都城島津邸が着付け会場となる場合の優遇措置(都城島津邸の行事として受入れ(行政財産目的外使用料を徴収しない))

【着付け体験提供事業者が実施する連携事項】

- 個人や旅行会社等からの着付け体験申込みは、**着付け体験提供事業者にて受付けるものとする。**
- 申込みのあった着付け体験において、都城島津邸を着付けや撮影の会場とする場合は、都城島津邸へ遅滞なく**情報共有**し、見学予約等の必要な申込みを行うものとする。
- **全旅に加入するものとする。**そのほか、可能な範囲において旅行会社のネットワーク等に加入するものとする



【説明事項】

4 着付け体験提供に伴う経費について

- 着付け体験に係る**経費は、着付け体験提供事業者負担**とする。
※旅行会社は、送客手数料等を徴収するので、加味した料金設定をするものとする。
 - 都城島津邸(市)と着付け提供事業者の間においては、着付け体験提供による**事務手数料は発生しない**ものとする。
 - 協定締結事業者が都城島津邸内において、**着付け体験を実施する場合は、展示観覧及び本宅観覧等を条件として、施設使用料(行政財産目的外使用料)を徴収しない**ものとする。観覧料は通常通り徴収するものとする。※着付け体験を都城島津邸のインバウンド誘客戦略に位置づけ。
 - 都城島津邸内において、**商品展示販売を実施する場合は、都城島津邸へ相談・協議が必要**。
- ※都城島津邸の業務外として捉えられるため、可否判断と行政財産目的外使用料徴収が必要となる。



【説明事項】

5 着付け体験協定者応募要件

- ① 旅行会社や個人等からの予約を受け、都城島津邸のロケーションを活用し、訪日外国人や国内旅行者等の観光客に対し、着物や浴衣等の日本の伝統衣装着付け体験を提供できる事業者（日本人旅行者のみ対応は不可）
- ② 都城市内に店舗を有する事業者又は代表者が住所を有する事業者
- ③ 全旅(ANTA-NET)加入できる事業者。そのほか、旅行会社ネットワークに可能な範囲において加入できる事業者。

※全旅加入は無料です。加入者自身が送客手数料を決定します。

【参考】

都城島津邸においては、本宅観覧料(10%)、伝承館観覧料(10%)で設定しています。

10%に設定した場合、事務手数料、消費税などが加わり、最終的にトータル12～13%と想定されます。
詳細は全旅のホームページを参照ください。